

◆発行・編集
福生市教育委員会
事務局庶務課
〒197-0005
福生市北田園2-3
(中央体育館内)
電話 552-7711
FAX552-2622

平成十七年度福生市教育 委員会の基本的な考え方

平成十七年第一回市議会定例会において、山田教育委員長が教育委員会の基本的考え方を説明いたしました。以下、要旨を掲載します。



のそれぞれが責任を果たしてこそ、その成果が上がるものとの認識に立ち、すべての市民が参加する教育の実現を目指していきます。

基本方針3では、「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興を掲げて、学習と社会参加の推進を図るため、生涯学

開するとともに、教員の研究を充実させ、「授業力を向上させていきます。

学校教育では、「個に応じた指導の充実」を目指し、一人数学習集団による授業を実

庭、地域等との協働を一層実するよう支援していくま、次に、教育目標を達成するための主な施策について述べます。

平成17年度は新たに子育て中の母親を対象に健康体力づくりの事業を実施していくきます。

と市民との協働を目指しては、教育委員会事務局の組織体制を見直します。

りに関する相談業務、地域指導者 の育成及びスポーツ技術の向上などを目指し、体育指導委員や福生市体育協会など各関係団体との連携を図りな

平成17年第一回市議会定例会にあたり、教育委員会の行政運営の基本的な考え方について申し上げます。

さて、学力低下論議、キヤリア教育の課題、特別支援教育の推進、不登校やいじめ等の健全育成上の問題など、教育をめぐる課題は山積しており、教育行政に大きな期待がかけられています。

福生市教育委員会も、教育改革の実効を上げるべく、且徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを目指して掲げました。

せ、公共心を持ち、自立した個人を育てる教育を推進します。

また、学校においては、規律ある教育活動を推進するとともに、安全に過ごせる学校環境を構築していきます。

基本方針2では、「豊かな個性」と「創造力」の伸長を掲げて、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、わが国の伝統や文化を理解し、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進することとしています。特に、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、個に応じた教育を推進していきます。また特別支援教育の充実を図って

「基本方針4」では、「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進を掲げ、教育活動の積極的な公開、学校評議員制度の活用及び外部評価を導入し、開かれた学校づくりを一層積極的に推進することとしております。

校長のリーダーシップの確立、「主幹職」の学校組織内での一層の定着とその活用、学校の組織的な課題対応能力の向上を支援していきます。

教員の資質・能力の向上を図るために、教員研修の一層の充実に努めます。

効果的で透明性の高い開かれた学校運営に向けて、経営改善を図るとともに、子どもたちの登下校時などにおける安全の確保を図るため、学校、家

公民館事業については、本館の休館中においても他の施設を利用し、引き続き各年齢階層への学習機会の提供などに努め、サークルなどの自主活動団体との交流や地域とのネットワークづくりを推進していきます。

図書館では、「福生市子ども読書活動推進計画」に基づき、地域、学校と連携を図りながら読書環境の整備に努めます。

文化の振興では、公民館まつりなどに取り組み、市民の方々が芸術・伝統文化などに親しみ、かつ、発表できる機会の提供を図ります。

スポーツの振興では、講習会等の開催、健康・体力づくり

最後に、平成16年度から学校教育に係ります施策を「教育推進プラン」としてまとめておりますが、その改定とともに、毎年度の推進事業につきまして各事業ごとに取組み状況や達成度を明らかにすべく、検討を進めていきたいと考えております。

教育改革は、「規制緩和」と「分権」の中で制度改革から教育本来の中味への改革へと進んできております。国や都の教育改革の動向を見据えながら、引き続き我が福生市での教育行政全般にわたり、全効力を傾注して取り組んでまいります。

以上、平成17年度福生市教育委員会の基本的な考え方についての説明といたします。



平成16年度内：一名云川、古今占川

最後に、平成16年度から学校教育に係ります施策を「**教育推進プラン**」としてまとめておりますが、その改定とともに、毎年度の推進事業につきまして各事業ごとに取組み状況や達成度を明らかにすべく、検討を進めていきたいと考えております。

教育改革は、「規制緩和」と「分権」の中で制度改革から教育本来の中味への改革へと進んできております。国や都の教育改革の動向を見据ながら、引き続き我が福生市の教育行政全般にわたり、全効力を傾注して取り組んでまいります。

文化の振興では、公民館まつりなどに取り組み、市民の方々が芸術・伝統文化などに親しみ、かつ、発表できる機会の提供を図ります。

スポーツの振興では、講習会等の開催、健康・体力づくりなどに取り組み、市役所の基本的な考え方についての説明といたします。

図書館では、「福生市子ども読書活動推進計画」に基づき、地域、学校と連携を図りながら読書環境の整備に努めます。

文化の振興では、公民館まつりなどに取り組み、市民の方々が芸術・伝統文化などに親しみ、かつ、発表できる機会の提供を図ります。

公民館事業については、本館の休館中においても他の施設を利用し、引き続き各年齢階層への学習機会の提供などに努め、サークルなどの自主活動団体との交流や地域とのネットワークづくりを推進していきます。

をを目指します。

充実した市民生活と豊かな地域社会を築くために

平成17年度 社会教育事業のあらまし

青少年活動

市民の皆さんのが人間性豊かに、明るく生活していくためには、様々な学習（スポーツ及びレクリエーションを含む）活動の機会を保障し、奨励・援助するための条件整備を進めていきます。日常生活を通じて学び合い、互いに連帯することによって、充実した市民生活を送り、豊かな地域社会を築きましょう。

青少年の育成に努めます。今年も青少年を海外に派遣し、外国との友好親善と相互理解を深め、国際的視野をもつた青少年の育成に努めます。

家庭の日の推進事業

青少年意見発表大会

少年海外派遣事業

市民名画劇場5回開催

小ホール

コンサート等の開催

大ホール

市民会館・公民館活動

歴史学習会・郷土学習会など

「市史」を読む会、歴史見学会、収集資料の提供など

史跡学習会・郷土学習会など

学習会活動

市史の普及と情報提供

会・収集資料の提供など

市民会館・公民館活動

歴史学習会・郷土学習会など

「市史」を読む会、歴史見学会、収集資料の提供など

史跡学習会・郷土学習会など

学習会活動

青少年の自ら伸びようとす

る意欲を、家庭、学校、職場、

そして地域社会が一体となつ

て育んでいくことが大切です。

青少年活動

</

「児童・生徒の健全育成に関する 警察と学校との相互連絡制度」について

警察がう学校への連絡基準			
犯罪少年	強制捜査	全 件	
	基本送致	学校における継続的な指導の必要性がある。	<input type="radio"/>
		上記以外原則として	<input checked="" type="radio"/>
	任意捜査	学校における継続的な指導の必要性がある。	<input type="radio"/>
		原則として	<input checked="" type="radio"/>
触法少年	●悪質で再犯性が強く、社会的反響が大きな事案で、学校における継続的な指導の必要性が認められる場合		
	●その他、児童・生徒の指導上連絡が必要と認められる事案		
	上記以外原則として		
ぐ犯少年	全 件		
不良行為少年	学校における継続的な指導の必要性がある。		
	上記以外原則として		
被害少年	学校における継続的な指導の必要性がある。		
	上記以外原則として		

- ※**犯罪少年**=罪を犯した14歳以上の者。(少年法第3条第1項第1号)
- ※**触法少年**=刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者。(少年法第3条第1項第2号)
- ※**ぐ犯少年**=保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境に照らして将来罪を犯し、又は、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年。(少年法第3条第1項第3号)
- ※**不良行為少年**=非行少年(犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年)に該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊等自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年。(少年警察活動要綱第2条)。
- ※**被害少年**=犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年。

学校から警察への連絡基準

問題行動等が発生する	問題行動の対応と連絡体制	
	対応の実態	連絡体制
	<ul style="list-style-type: none">●学校内だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動 【(例)深刻な暴力、刃物を使った傷害等】●内容が悪質で社会的反響が大きな問題行動 【(例)援助交際、薬物使用等】●複数の学校の児童・生徒や非行集団・不良グループが関係した問題行動 【(例)暴走族、深刻な学校間抗争等】●児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となったりすることを防ぐために、警察の協力が必要な場合 【(例)児童虐待等】●その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断した問題行動	
	<ul style="list-style-type: none">●学校内の対応で問題行動の解決が図られる。●保護者と協力し、学校と家庭での指導が充実する。●地域社会、警察以外の関係機関との連携によって問題行動の解決が図られる。	X

いて

は学校が警察から連絡を受したこと及びその内容を知ら
事実確認を行います。

警察から提供された情報
ついては、個人のプライバ
シーを尊重し、本制度の目的
沿った利用とその管理には
重を期します。特に警察か
得た情報をそのまま利用し
児童・生徒への全体指導を
つたり、学校関係者等へ情
提供することはありません

教育委員会の動き